

公益社団法人福山観光コンベンション協会コンベンション助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人福山観光コンベンション協会は、コンベンションの開催により福山市への経済波及効果をもたらし、地域の活性化をはかることを目的にコンベンション主催者の費用負担を軽減させ本市でコンベンションを開催することに優位性をもたせるため、予算の範囲内でコンベンション助成金（以下「助成金」という）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「コンベンション」とは、大会・学会・会議・スポーツ大会・展示見本市をいう。
- (2) 宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿等、旅館業法に基づき営業許可を得た施設をいう。
- (3) シャトルバスとは、コンベンション会場と駅、空港等の交通拠点または会場間を参加者が移動するために主催者が手配し運行するバスをいう。
- (4) プレ・ポストプログラムバスとは、主催者が企画し大会開催中や開催前後に行う観光旅行のために手配するバスをいう。
- (5) 海外からの参加者は、当該コンベンションを目的として居住する国から日本へ入国した参加者をいう。

(助成金)

第3条 この要綱において「助成金」とは、コンベンション開催助成金（以下「開催助成金」という）、シャトルバス助成金、プレ・ポストプログラムバス助成金及び国際会議助成金をいう。

(対象とするコンベンション等)

第4条 助成金の交付対象とするコンベンションは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、同一年度内の助成金の申請回数を1主催者あたり1回限りとする。

- (1) 主な会場及び宿泊地が福山市内であること
- (2) 広島県以外の広域から参加者が参集し、市内宿泊施設に宿泊する県外からの宿泊者数が延べ30人（スポーツ大会は50人）以上あること
- (3) 国又は地方公共団体の主催でないもの
- (4) 福山市から助成金等の交付を受けていないもの
- (5) 興行及び営利を目的としないもの
- (6) 政治的又は宗教的活動を主たる目的としないもの
- (7) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがないもの

2 助成金の交付対象とする国際会議は、前号の要件に加え次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 参加者総数50人以上、かつ日本を含む3ヵ国以上からの参加があるコンベンション

のうちスポーツ大会を除いたもの

3 助成金の交付対象とするシャトルバスは、市内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者の保有する貸切バス車両（大型、中型、小型、マイクロ）を利用するものとする。

4 助成金の交付対象とするプレ・ポストプログラムバスは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 市内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者の保有する貸切バス車両（大型、中型、小型、マイクロ）を利用するもの

(2) 市内を出発地とし、かつ市内の観光施設等を1か所以上訪問する行程であるもの
(助成対象者)

第5条 開催助成金の交付を受けるものは、当該コンベンションの主催者とする。

2 シャトルバス助成金、プレ・ポストプログラムバス助成金及び国際会議助成金の交付を受ける者は、開催助成金の交付決定の対象者のうちスポーツ大会主催者を除いた者とする。

(対象経費)

第6条 シャトルバス補助金、プレ・ポストプログラムバス助成金の交付対象となる経費は、バス借り上げ経費とする。

(助成金の額)

第7条 開催助成金の額は、別表1に掲げるコンベンション参加者の県外からの宿泊延べ人数に応じて、同表右欄に掲げる額とする。

2 シャトルバス助成金の額は、助成対象経費の実支出額とし1台につき1日5万円を上限とする。また、コンベンション参加者の人数に応じ別表2に掲げる台数を上限とし、1コンベンションあたりの上限は25万円とする。

3 プレ・ポストプログラムバス助成金の額は、助成対象経費の実支出額とし1台につき1日5万円を上限とする。また、プレ・ポストプログラム参加者の人数に応じ別表3に掲げる台数を上限とし、1コンベンションあたりの上限は25万円とする。

4 国際会議助成金の額は、海外からの参加者1人につき5000円を乗じた金額とし、1コンベンションあたりの上限は35万円とする。

5 前4項の規定に係らず助成金の額は、収入が支出のうち開催に要する費用を越えない限度とする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付を受けようとするコンベンション主催者（以下「主催者」という）は、コンベンション開催の1カ月前までに次の各号に掲げる書類各1部を公益社団法人福山観光コンベンション協会会長（以下「会長」という）に提出するものとする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、当該期限を変更することができる。

(1) コンベンション助成金交付申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

(4) 参加者宿泊予定書（様式第 4 号）

（助成金の交付決定）

第 9 条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付決定を行い、コンベンション助成金交付決定通知書（様式第 9 号）により主催者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第 10 条 申請者は、助成金交付の決定を受けたコンベンションの内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするとき、当該コンベンションを中止しようとするとき、及び助成金交付の申請を取下げしようとするときは、コンベンション変更承認申請書（様式第 5 号）を会長に提出するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

（実績報告及び請求）

第 11 条 主催者は、コンベンション終了後 1 カ月以内に、コンベンション助成金交付実績報告書兼請求書（様式第 6 号）に次の各号に掲げる書類各 1 部及び指定の添付資料を添えて速やかに会長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第 7 号）

(2) 参加者宿泊確認書（様式第 8 号-1〔学会・会議等用〕又は第 8 号-2〔スポーツ大会用〕）

(3) 海外参加者確認書（様式第 11 号）

（助成金額の確定及び交付）

第 12 条 会長は、前条の実績報告書兼請求書を受理したときは、当該報告書を調査し、報告に係わる成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付する助成金の額を確定し、コンベンション助成金交付確定通知書（様式第 10 号）により主催者に通知し、助成金を交付するものとする。

（助成金交付の取消し及び返還請求）

第 13 条 会長は、主催者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

2 助成金を交付した後に前項の書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

（補足）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に協会が定める。

附 則

この要綱は、2013 年（平成 25 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、2017 年（平成 29 年）4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条に規定する助成金に係る交付申請の手続きは、2017年（平成29年）1月1日から行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第2項から第4項に規定する助成金に係る交付申請の手続きは、2022年（令和4年）1月1日から行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2023年（令和5年）9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前にされた改正前の第7条の規定による申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）6月1日から施行し、2026年（令和8年）4月1日以降に開催される大会より適用する。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）6月18日から施行する。

別表 1

県外からの宿泊延べ人数	大会・学会・会議等	スポーツ大会
30 ～ 49人	3万円	—
50 ～ 99人	5万円	2万5千円
100 ～ 199人	10万円	5万円
200 ～ 299人	20万円	10万円
300 ～ 399人	30万円	15万円
400 ～ 499人	40万円	20万円
500 ～ 699人	50万円	25万円
700 ～ 999人	60万円	30万円
1000 ～ 1999人	70万円	35万円
2000 ～	80万円	40万円

別表 2

コンベンション参加人数	シャトルバス 上限台数
30～35 人	1 台まで
36～70 人	2 台まで
71～105 人	3 台まで
106～140 人	4 台まで
141 人～	5 台まで

※1 コンベンションあたりの上限は 25 万円とする。

別表 3

プレ・ポストプログラム参加人数	プレ・ポストプログラム 上限台数
25～35 人	1 台まで
36～70 人	2 台まで
71～105 人	3 台まで
106～140 人	4 台まで
141 人～	5 台まで

※1 コンベンションあたりの上限は 25 万円とする。